

告 示

埼玉県告示第二百七十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）

二 作業期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県全域